

第二種特定鳥獣管理計画（第2期）の策定について

1 第二種特定鳥獣管理計画について

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第7条の2

都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画を定めることができる。

【参考】全国でニホンジカ、クマ類、ニホンザル、イノシシ、ニホンカモシカ、カワウなどを対象に作成されている。（R2.10.30現在。環境省HPより。）

2 沖縄県の第二種特定鳥獣管理計画の概要

○対象鳥獣の種類：イノシシ（イノブタ含む）

○対象区域：慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域

○作成の目的：生物多様性の保全及び農作物被害の軽減

○計画の期間：現行計画の期間が平成31年3月5日から令和4年3月31日までとなっているため、今年度中に次期計画を策定する必要がある。

1

第二種特定鳥獣管理計画（第2期）の策定について

3 第二種特定鳥獣管理計画策定の経緯

○平成15年頃に渡嘉敷島でイノブタ生産のために導入されたニホンイノシシ（以下「イノシシ」という。）が逸走し野生化した。

○野生化したイノシシは渡嘉敷島で定着・繁殖し、平成25年頃から年間100頭前後が捕獲されている状況が続いている。

○イノシシは海を渡り座間味島でも定着するなど周辺離島へも分布を拡大させている。

○イノシシにより農作物被害が生じているだけでなく、ウミガメの卵やサワガニ類等の希少種が捕食されているほか、カエル類等の繁殖地である水場環境をヌタ場とするなど、生態系への大きな影響を与えている。

○慶良間諸島国立公園の生物多様性の保全及び農作物被害の軽減を図るため、イノシシの計画的な捕獲及び慶良間諸島からの根絶を推進することを目的に、平成31年3月に第二種特定鳥獣管理計画を策定した。

【参考】ヌタ場：体についている寄生虫を落としたり、体温調整を行うために泥浴びをする場所。

2

第二種特定鳥獣管理計画（第2期）の策定について

4 第二種特定鳥獣管理計画（第2期）の項目

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- 5 計画の評価と改善
- 6 第二種特定鳥獣の管理の目標
- 7 第二種特定鳥獣の根絶に向けた調整に関する事項
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項
- 9 慶良間諸島の保全及び捕獲環境の整備に向けた取り組みに必要な事項
- 10 その他第二種特定鳥獣の根絶に向けた取り組みに必要な事項

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、以下の取組を実施している。

- モニタリング（イノシシの分布状況や希少種の生息状況の調査）
- 検討委員会の開催
- イノシシの捕獲、処分、データ収集・分析
- 効果的な捕獲手法の検討、検証（新たな手法の検討、検証）
- 捕獲従事者の育成等

【参考】指定管理鳥獣：ニホンジカ、イノシシ